

第110号議案

令和2年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目次	ページ
1 「長崎クスノキプロジェクト」推進費	1～2
2 令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 指定管理者制度導入施設の運営経費への影響と対応について	3～4
3 長崎原爆資料館運営費	5～6
4 永井隆記念館運営費	7～8
5 平和会館運営費	9～10
6 原爆被爆者養護ホーム職員慰労金支給事業費	11



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	2 総務費	1 総務管理費	11 平和推進費	1-1	「長崎クスノキプロジェクト」推進費	千円 12,584

1 概 要

長崎市出身のシンガーソングライター・俳優の福山雅治さんが、2014年にクスノキをモチーフにした楽曲「クスノキ」を発表し、全国のライブ会場で寄せられた「クスノキ募金」を長崎市に寄付していただいた。それをきっかけに2018年に長崎市が設置した「クスノキ基金」では、ふるさと納税からの寄付も加わり、全国の方々から支援をいただいている。

「平和への願い、生命の逞しさ」の象徴である「被爆クスノキ」をはじめ、長崎市には原爆の爪痕を残す「被爆樹木」がたくさん存在する。この事業は、被爆75周年の2020年に、被爆樹木を世界平和のために活用する「長崎クスノキプロジェクト」を立ち上げ、福山雅治さんに総合プロデューサーに就任していただき、被爆樹木に関するストーリーをいろいろな手法で紹介することにより、国内外の人々が被爆の実相の継承及び平和の発信に取り組むようになることを目的とする。

新型コロナウイルス感染症拡大で世の中が疲弊している今だからこそ、このプロジェクトを通して、被爆75周年の機運を盛り上げるとともに、地域経済の活性化にもつなげるもの。

令和3年度以降も、総合プロデューサーである福山雅治さんと協議しながら、被爆樹木を活かした平和の発信につながる事業を展開していく。

現在、被爆者が高齢化し、被爆者がいない時代が目の前に近づいているため、被爆者に代わって、「ヒト（次世代の人材育成）」「モノ（被爆資料の保存・活用）」「場所（継承の場の拡大）」の3つの視点から、次世代に被爆の実相を伝え続けていけるよう、取り組みを強化することとしており、「被爆樹木（モノ）」を活用して、福山雅治さんと共に次世代への継承及び平和の発信につなげたい。



被爆樹木 山王神社大クス

2 事業内容

「長崎クスノキプロジェクト」において総合プロデューサーに就任していただく福山雅治さんの所属する株式会社アミューズに、次の事業を委託する。

- (1) 「長崎クスノキプロジェクト」WEBサイトの構築。
- (2) 被爆樹木を紹介する動画の制作（動画をWEBサイトに掲載する）。
- (3) 被爆樹木関連マップの制作（電子データ等のマップをWEBサイトに掲載する）。
- (4) ラジオ、SNS等を通し、福山雅治さんに情報発信をしてもらう。

3 事業費内訳

株式会社アミューズへの委託料	12,584 千円
うち プロデュース料	0 千円
WEB サイト制作料	5,300 千円
映像制作料	2,800 千円
被爆樹木マップ制作料	2,300 千円
一般管理費	1,040 千円
消費税	1,144 千円

4 クスノキ基金寄附状況 (令和2年7月31日現在)

(単位：円)

	寄付の申し出	募金箱	ふるさと納税	取崩し額	基金残額
平成30年度	10,545,116	19,896	8,612,000	939,638	18,237,374
令和元年度	65,220	68,119	28,080,000	565,244	27,648,095
令和2年度	-	5,903	4,888,000	-	4,893,903
合計	10,610,336	93,918	41,580,000	1,504,882	50,779,372

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 12,584	千円 -	千円 -	千円 -	千円 12,584	千円 -

※クスノキ基金繰入金

令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
指定管理者制度導入施設の運営経費への影響と対応について

1 運営経費別の指定管理者制度導入施設（教育厚生委員会所管）

運営経費	施設の区分	補正予算計上施設
利用料金	完全利用料金制	
利用料金及び 指定管理委託料	利用料金併用制	長崎市永井隆記念館、長崎原爆資料館、 長崎市平和会館、日吉自然の家、長崎市民会館、 長崎市北公民館
指定管理委託料	利用料金非適用	

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止による運営経費への影響

新型コロナウイルス感染症拡大防止（以下「感染症拡大防止」という。）による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

(1) 利用料金併用制の施設の例

収入	指定管理委託料 50	利用料金 50	
支出	運営経費 100		
↓ 感染症拡大防止の影響			
収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	不足 20
支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		
運営経費が20不足			

(2) 完全利用料金制の施設の例

収入	利用料金 150	(固定納付金) (50)	
支出	運営経費 100		
↓ 感染症拡大防止の影響			
収入	利用料金 50	不足 40	(固定納付金) (50)
支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		
運営経費が40不足、固定納付金の納付が不能			

3 対応方針

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出にあたっては概算払とし、年度末に収支実績を見て精算する。

【不足額の見込み方】

不足額は、感染症拡大防止の①影響を受けない場合の収支と、②影響を受けた令和2年度の収支見込を比較して算定する。

①については、平成29年度～令和元年度の過去3か年の平均とするが、次の場合は異なる取扱いとする。

ア 平成29年度から令和2年度までの間で指定管理者が変更している場合は、同一指定管理者による運営期間のみを対象とする。

イ 過去3か年において、年度途中で指定管理者制度を導入した施設については、適正な平均値を算出するため、1年間に満たない導入年度の収支実績は対象としない。

ウ 令和2年度から指定管理者制度を導入した場合は、過去3か年の収支平均に替えて、導入時の市の積算額により比較する。

(1) 利用料金併用制の施設の例

①影響を受けない場合	収入	指定管理委託料 50	利用料金 50	← 過去3か年の指定管理委託料及び 利用料金の平均
	支出	運営経費 100		← 過去3か年の支出額の平均
↓ 感染症拡大防止の影響				
②影響を受けた場合	収入	指定管理委託料 50	利用料金 20	← 令和2年度の指定管理委託料及び 利用料金の見込
	支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		← 令和2年度の支出額の見込

(算定イメージ)

収入	①影響を受けない場合	$50 + 50 = 100$	➡ 不足額 (A - B) $= 30 - 10 = 20$
	②影響を受けた場合	$50 + 20 = 70$	
		→ 収入差額 = ① - ② = 30... A	
支出	①影響を受けない場合	100	
	②影響を受けた場合	90	
		→ 支出差額 = ① - ② = 10... B	

(2) 完全利用料金制の施設の例

①影響を受けない場合	収入	利用料金 150	(固定納付金) (50)	← 過去3か年の利用料金の平均	
	支出	運営経費 100		← 過去3か年の支出額の平均	
↓ 感染症拡大防止の影響					
②影響を受けた場合	収入	利用料金 50	不足 40	(固定納付金) 50	← 令和2年度の利用料金の見込
	支出	運営経費 90 (休館、利用者減による減)		← 令和2年度の支出額の見込	

(算定イメージ)

収入	①影響を受けない場合	150	➡ 収支差額 (A - B) $= 100 - 10 = 90$
	②影響を受けた場合	50	
		→ 収入差額 = ① - ② = 100... A	
支出	①影響を受けない場合	100	➡ 固定納付金を全額減額 $90 - 50 = 40$ ↑ 運営経費の不足額
	②影響を受けた場合	90	
		→ 支出差額 = ① - ② = 10... B	

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	2 総務費	1 総務管理費	11 平和推進費	2-1	長崎原爆資料館運営費	千円 81,504

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

2 施設状況

- (1) 名称 長崎原爆資料館
- (2) 指定管理者 長崎平和施設管理グループ
- (3) 指定期間 令和元年9月1日～令和6年8月31日
- (4) 休業した期間 令和2年4月10日～令和2年5月31日

3 補正予算額

81,504千円 (補正前 36,632千円 → 補正後 118,136千円) ※指定管理委託料

【長崎原爆資料館の状況】

(単位：円)

		導入時市積算額	令和2年度 (見込)	差額
収入(税抜)	利用料金	94,575,619	3,845,768	90,729,851
	指定管理委託料等	33,530,613	35,808,605	▲2,277,992
	計	128,106,232	39,654,373	88,451,859 A
支出(税抜)	運営経費	118,625,778	104,268,038	14,357,740 B

↓

不足額 (A - B) + 消費税 10% = 81,503,530 円 …補正予算額

(令和2年度の収支見込)

区分	項目	金額(円)	備考
収入(税抜)	利用料金	3,845,768	・4月～6月は実績額 ・7月～3月は6月実績額の9か月分
	指定管理委託料等	35,808,605	指定管理委託料、光熱水費負担金等
	計	39,654,373	
支出(税抜)	人件費	32,605,607	
	光熱水費	20,754,265	
	消耗品費	1,533,624	
	印刷製本費	1,363,636	資料館リーフレット等
	通信運搬費	457,578	
	手数料	144,000	廃棄物手数料
	委託料	46,273,446	清掃、ビル管理、常駐・機械警備、駐車場管理等
	賃借料	508,315	館内マット、観葉植物
	その他	627,567	指定管理事務に係る事務費等
	計	104,268,038	

(利用者数の推移)

(単位:人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(4月～6月)
705,314	678,347	692,647	4,690

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算額	千円 68,763	千円	千円	千円	千円 522	千円 68,241
補正額	81,504					81,504
補正後	150,267				522	149,745

※ 平和基金繰入金(500千円)、複写手数料等(22千円)

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28~29	2 総務費	1 総務管理費	11 平和推進費	2-2	永井隆記念館運営費	千円 377

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

2 施設状況

- (1) 名称 長崎市永井隆記念館
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人 長崎如己の会
- (3) 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 休業した期間 令和2年4月10日～令和2年5月31日

3 補正予算額

377千円 (補正前 10,347千円 → 補正後 10,724千円) ※指定管理委託料

【長崎市永井隆記念館の状況】

(単位：円)

		過去3か年平均 (実績)	令和2年度 (見込)	差額
収入(税抜)	利用料金	1,046,563	71,914	974,649
	指定管理委託料等	9,240,554	9,212,045	28,509
	計	10,287,117	9,283,959	1,003,158
支出(税抜)	運営経費	9,533,244	8,872,671	660,573

↓

不足額 (A - B) + 消費税10% = 376,843円 …補正予算額

(過去3か年の収支実績)

(単位：円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入(税抜)	利用料金	1,140,417	1,085,454	913,819
	指定管理委託料等	9,121,247	9,202,935	9,397,478
	計	10,261,664	10,288,389	10,311,297
支出(税抜)	運営経費	9,867,018	9,889,295	8,843,419

(令和2年度の収支見込)

区分	項目	金額(円)	備考
収入(税抜)	利用料金	71,914	・4月～6月は実績額 ・7月～3月は6月実績額の9か月分
	指定管理委託料等	9,212,045	指定管理委託料、無線LAN電気料等
	計	9,283,959	
支出(税抜)	人件費	6,867,892	
	光熱水費	699,656	
	消耗品費	84,409	
	印刷製本費	127,273	永井隆記念館リーフレット
	通信運搬費	68,921	
	手数料	4,136	振込手数料
	委託料	631,524	清掃、機械警備等
	賃借料	22,800	館内マット
	その他	366,060	独自企画等
	計	8,872,671	

(利用者数の推移)

(単位:人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(4月～6月)
129,271	132,160	120,826	774

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 10,597	千円	千円	千円	千円	千円 10,597
補正額	377					377
補正後	10,974					10,974

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28~29	2 総務費	1 総務管理費	11 平和推進費	2-3	平和会館運営費	千円 15,734

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用者数、利用料金収入の減少に伴い、利用料金収入を施設の運営経費に充てる施設では、今後、運営経費に不足が生じることが見込まれる。

公の施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けた施設であり、利用者サービスを安定して提供していく必要があることから、不足する施設の運営経費を指定管理者に対して支出する。

なお、支出する額については、年度末に収支実績を見て精算する。

2 施設状況

- (1) 名称 長崎市平和会館
- (2) 指定管理者 長崎平和施設管理グループ
- (3) 指定期間 令和元年9月1日～令和6年8月31日
- (4) 休業した期間 令和2年4月22日～令和2年5月10日

3 補正予算額

15,734千円 (補正前 30,259千円 → 補正後 45,993千円) ※指定管理委託料

【長崎市平和会館の状況】

(単位：円)

		導入時市積算額	令和2年度 (見込)	差額
収入(税抜)	利用料金	3,207,550	41,128	3,166,422
	指定管理委託料等	31,351,341	26,982,595	4,368,746
	計	34,558,891	27,023,723	7,535,168 A
支出(税抜)	運営経費	31,537,147	38,304,860	▲6,767,713 B

↓

不足額 (A - B) + 消費税 10% = 15,733,169円 …補正予算額

(令和2年度の収支見込)

区分	項目	金額(円)	備考
収入(税抜)	利用料金	41,128	・4月～6月は実績額 ・7月～3月は6月実績額の9か月分
	指定管理委託料等	26,982,595	指定管理委託料、光熱水費負担金等
	計	27,023,723	
支出(税抜)	光熱水費	11,634,856	
	委託料	26,670,004	清掃、ビル管理、常駐警備、ホール舞台操作等
	計	38,304,860	

(利用件数の推移(平和会館ホール))

(単位:件)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(4月～6月)
229	217	221	3

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初予算額	千円 39,364	千円	千円	千円	千円	千円 39,364
補正額	15,734					15,734
補正後	55,098					55,098

【参考】 長崎原爆資料館と長崎市平和会館を合算した場合

【長崎原爆資料館及び長崎市平和会館の状況】

(単位:円)

		導入時市積算額	令和2年度 (見込)	差額
収入(税抜)	利用料金	97,783,169	3,886,896	93,896,273
	指定管理委託料等	64,881,954	62,791,200	2,090,754
	計	162,665,123	66,678,096	95,987,027
支出(税抜)	運営経費	150,162,925	142,572,898	7,590,027

※長崎原爆資料館と長崎市平和会館は、指定管理者が一体的に維持管理しており、光熱水費や一部の業務委託を一体として契約している。今回、指定管理者が施設ごとに按分し運営経費の見込額を算出しているが、その按分率が導入時に市が積算に用いた率と異なっており、結果として、長崎市平和会館の割合が大きくなっている。

そのため、導入時市積算額に対し、長崎市平和会館の運営経費の見込額が増額となっているが、2施設を合算した場合、約759万円の支出減となる。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
34～35	3 民生費	4 原爆被爆者 対策費	4 原爆被爆者保 健福祉施設費	1-1	原爆被爆者養護ホーム 職員慰労金支給事業費	千円 9, 550

1 概 要

(1) 趣 旨

国が定めた「原子爆弾被爆者養護ホームに勤務する職員に対する慰労金の支給事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、相当程度心身に負担がかかる業務に強い使命感を持って従事した原子爆弾被爆者養護ホームに勤務する職員に対し、慰労金を支給するもの。

(2) 実施主体

広島県、長崎県、広島市及び長崎市

2 事業内容

(1) 内 容

(2) の条件のいずれにも該当する者を支給対象者として、一人につき5万円を支給する（支給は1回限り）。

(2) 条 件

ア 原子爆弾被爆者養護ホームに勤務し、利用者と接する職員

イ 令和2年3月14日から令和2年6月30日までの間に10日間（年次有給休暇や育休など、実質勤務していない日を除く。）以上勤務した職員

ウ 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に従事した職員（施設職員、派遣労働者、業務受託者の労働者など）

エ 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による慰労金を受給していない。

(3) 支給対象者数

恵の丘長崎原爆ホーム（社会福祉法人純心聖母会（理事長 松崎ヒロ子））にて勤務している職員 191人

(4) 支給額

9, 550千円

（@50千円×191人＝9,550千円）

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 9, 550	千円 9, 550	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※ 国庫補助率 10/10